

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の別表「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に区分されている者であること。
- (4) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札公告のその他の2について、別記様式1を準用し、これを証明の上、令和6年3月26日（火）午後5時までに長野県警察本部会計課へ提出すること。

3 技術資料等に関する事項

入札公告に示すとおり、事前に品質証明書等の資料を提出し、承認を得ること。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、別記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後本件について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出（日時等は別記2のとおり）するほか、一般書留又は簡易書留郵便により入札書を提出することができる。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、中封筒及び外封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札[調達物件名]の入札書在中」と朱書きして別記3に記載された期日までに提出すること。
上記以外の方法による入札書の提出は認めない。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所は、別記2のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式による入札書を提出しなければならない。
 - ア 調達物品名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなすなどにより競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (9) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達物品に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、物品の納入方法及び購入代金の支払方法等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (11) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うものとする。開札に立ち会うことのできない入札参加者又はその代理人は、再度以降の入札を辞退したものとみなす。ただし、入札参加者又はその代理人がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別に定める日時において再度入札を行う。
- (12) 入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は3回を限度として行う。
- (13) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (14) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(13)の立会い職員以外の者は、入場することができない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書及び身分証明書を提示又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する別記様式による委任状を提出しなければならない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札

場を退場することはできない。

(18) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

(19) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができない。

5 入札保証金

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5以上とする。

(2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する法人の発行する債券	額面又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割引いた金額又は当該割引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関が保証する金額
オ	金融機関がする保証	金融機関が保証する金額

(3) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金を現金で納付する場合は、納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を別記6に提出しなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して別記6に提出しなければならない。

(5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要である手形の場合は、金融機関の保証書を添付して別記6に提出しなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して別記6に提出しなければならない。

(7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して別記6に提出しなければならない。

(8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を別記6に提出しなければならない。

- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後、これを還付するものとする（上記(3)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること）。
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 調達物品名及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 調達物品名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
- (10) 納付した入札保証金等の額が、5(1)による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、次の各号を同時に満たす申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - ア すべての単価が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低であること。
(例えば、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者であっても、単価のうち一つでも予定価格を超えていた場合は、二つの要件を満たした者はいないことから、再度の入札となる。)
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、その日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通

知するものとする。

- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、5の(2)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内（契約の相手方が遠隔地にあるなど特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 契約条件

別添契約書（案）のとおり。

11 資格審査に関する事項

本件に係わる競争入札に参加を希望する者で、本県の入札参加資格を有していない者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

資格審査に関する事項の問い合わせ先及び資格審査申請書の提出先

（郵便番号） 380-8570

（所在地） 長野市大字南長野字幅下692-2

（機関名） 長野県会計局契約・検査課用品調達係

（電話番号） 026（235）7079（直通）

12 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地は、別記4のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する問い合わせ先は、別記4及び別記5のとおり。
- (4) 落札決定と並行して、落札者に電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの

希望確認を行うものとする。落札者は電子契約による契約の締結を希望する場合、希望を回答した日の翌日までに、予算執行者宛電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出するものとする。

- (5) 電子契約を利用する場合、予算執行者は、落札者に電子契約サービスを利用して電子契約書の内容の確認依頼を行い、落札者は、電子契約サービスで内容を確認して問題がなければ同意を行うものとする。落札者が同意すると、予算執行者宛メールが送信されるので、内容を確認して同意することにより電子契約が確定する。